

2019年9月13日

お客さま 各位

株式会社 千葉興業銀行

キャッシュレス・消費者還元事業について

平素は千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2019年10月1日（火）の消費税率引上げに伴い、平成31年度政府予算に基づいた需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業「キャッシュレス・消費者還元事業」が施行されます。当行が当事業に基づきお客さまへ還元するにあたり、当事業概要及びお取扱い規定をお知らせ致します。2019年9月17日現在、当行は当事業への登録を申請中です。**当事業への登録承認前に対象決済サービスをご利用頂いた場合は、お客さまへの還元は実施されませんのでご注意ください。**登録承認次第、当事業の還元開始時期について、改めてお客さまへお知らせ致します。

1. 対象となる決済サービス

ポイント還元の対象となるお店は、本事業に登録された中小・小規模事業者が運営する店舗（フランチャイズを含む）となります。対象店には「キャッシュレス・消費者還元事業」のロゴが掲示されます。詳細は下記の経済産業省のホームページをご参照下さい。

HPURL : https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_touroku_list.pdf

(1) デビットカードサービス

当行のキャッシュカードを使って買い物ができるサービスで、ご利用いただけるキャッシュカードは総合口座を含む普通預金口座の本人カード、代理人カード、法人カードです。また、当行のキャッシュカードの場合は、預金口座残高の範囲以内（1日200万円以内）の買い物ができます。入会費用や年会費は無料です。

(2) Bank Pay（2019年10月中旬よりお取扱開始予定）

当行に普通預金口座をお持ちの個人のお客さまが、お持ちのスマートフォン等の携帯端末にアプリケーションをダウンロードしていただき、QRコードを読み取り、代金決済をするサービスです。入会費用や年会費は無料です。詳細は後ほどお知らせ致します。

2. 還元するポイント及び還元方法

(1) 還元するポイント

デビットカードサービス、Bank Pay 共に J-Debit ポイントにて還元致します。ポイントの内容につきましては日本電子決済推進機構へお問合せ下さい。当ポイントの有効期限は無く、他のポイントへの交換は出来ません。還元時に 1 ポイントを 1 円に自動的に交換致します。また還元実施前のお客さまが保有されているポイント額の照会は受け付けておりません。ご了承下さい。

(2) 還元の上限額

15,000 円/月（両サービス合算値）と致します。

(3) 還元方法

1 ヶ月毎にポイント相当額を取りまとめ、お取引のあった月の翌月中に利用金額に応じたポイントをお客さまに付与し、1 ポイントを 1 円に自動的に交換し、当該ポイント相当額をお客さまのお口座に振り込んで返金致します。また還元の際にご指定の決済口座を解約されていた場合、還元は実施致しません（ポイント還元時点で当行にご指定の決済口座をお持ちのお客さまが当事業と還元対象となります。ご了承下さい）。還元実施額の確認についてはお通帳もしくはちば興銀ダイレクトの入出金明細等でご確認下さい（「JD_00_ショウヒシヤカンゲツジギョウ」（00 はお取引の月）（お通帳の場合は記帳できる範囲まで）と記載致します）。

その他事項に関しては「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」に拠るものと致します。キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ（<https://cashless.go.jp>）についてもご参照下さい。

以 上

【お問い合わせ】 ちば興銀コンタクトセンター

TEL 0120-89-7850（音声ガイダンス 2 番）

携帯電話からは TEL 043-203-4612（通話料はお客さま負担）

受付時間：平日 9:00～21:00（銀行休業日をのぞく）

平成 31 年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当行が、キャッシュレス決済事業者として、「デビットカード取引規定」および「Bank Pay 取引規定」に定義される「デビットカード取引」または「Bank Pay 取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「デビットカード取引規定」および「Bank Pay 取引規定」の特則として、「千葉興業銀行が実施する消費者還元に関する規定」が適用されます。

千葉興業銀行が実施する消費者還元に関する規定
（「デビットカード取引規定」及び「Bank Pay 取引規定」の特則）

第 1 条（適用範囲）

1. 本規定は、株式会社千葉興業銀行の「デビットカード取引規定」および「Bank Pay 取引規定」（以下「各取引規定」といいます。）に定義される「デビットカード取引」または「Bank Pay 取引」（以下「デビットカード取引等」といいます。）を行う利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、各取引規定の特則として、当行が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。
2. 利用者が、当行との間で消費者還元（次条に定義します。）の対象となるデビットカード取引等を行った場合には、当該利用者は本規定に同意したものとみなされます。
3. 各取引規定において定義された用語は、本規定に別段の定めのない限り、本規定においても同様の意味に用いられるものとします。

第 2 条（消費者還元の定義）

本規定において「消費者還元」とは、平成 31 年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、当行が、還元事業における間接補助事業者として、利用者がデビットカード取引等を用いて加盟店または BP 加盟店（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、当該支払金額に、経済産業省から採択された還元事業の執行団体（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」という。）を乗じた金額に相当するポイント（1 ポイント 1 円で換算するものとします。以下同じとします。）を付与することにより利用者に提供される還元をいいます。ただし、一つの登録預金口座に対して付与されるポイントの総数は、当行が定め、補助金事務局が公表する金額相当を上限とします。

第 3 条（消費者還元の方法）

1. 利用者が行ったデビットカード取引等が還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、当行は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するもの

とします。

2. 当行は、デビットカード取引等による売買取引債務の支払金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを利用者に付与するものとし、当該消費者還元の対象となったデビットカード取引等の利用金額を当行における利用者の口座から引き落とす際に、当該利用金額と当該ポイント相当額とを対当額にて相殺するものとし、
3. 前項にかかわらず、利用者は、消費者還元の対象となったデビットカード取引等の利用金額が前項に定めるポイントの付与に先立って利用者の口座から引き落とされる結果、当該ポイント相当額について超過引落しが生じることがあることにあらかじめ同意するものとし、
4. 前項の超過引落しが生じた場合、当行は、当該超過引落しに係る金額を、当該引落しが行われた日の属する月の末日から 2 か月以内に、利用者の口座に振り込む方法により利用者に返金するものとし、ただし、当該返金については利息を付さないものとし、
5. 当行は、還元事業の対象となるデビットカード取引等が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとし、前二項に基づく返金を行わないものとし、前二項に基づく返金が行われている場合には、当行は、利用者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、利用者の預金口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることができるものとし、
6. 当行は、利用者へ付与されたポイントの残高および明細について、利用者からの照会に応じる義務を負わないものとし、

第4条（不当な取引）

1. 利用者は、当行が提供する消費者還元について、以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨を当行に通知するものとし、利用者が不当な取引を行おうとした場合、キャッシュレス決済事業者は消費者還元の提供を拒むことができるものとし、
 - (1) 他人のデビットカードまたはスマートフォンを用いてデビットカード取引等を行った結果として、自己または他者が消費者還元に基づく利益を得ること
 - (2) 架空の売買等、客観的事実を照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (3) 商品または権利の売買もしくは役務の授受を目的とせず、消費者還元を受けることのみを目的として、デビットカード取引等を行い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (4) 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (5) 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金

もしくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、消費者還元に基づく利益を得、または他社に得させること

(6) 還元事業の対象でない加盟店または BP 加盟店が、還元事業の対象である加盟店または BP 加盟店であると装っていることを知りながら、利用者が消費者還元に基づく利益を得、または還元事業に定める加盟店手数料補助に基づく利益を得させること

(7) その他還元事業を悪用していると補助金事務局が判断する取引

2. 当行は、利用者が不当な取引を行ったと判断した場合、当該利用者に対し、不当な取引に係る消費者還元に相当する金額（以下「不正還元金額」といいます。）を当行が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、利用者はこれに従うものとします。

3. 当行は、利用者が当行に有する預金口座から不正還元金額を引き落とし、当該引落としに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第5条（停止・解約等）

1. 当行は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者による以後のデビットカード取引等および消費者還元の利用を停止し、デビットカード取引等に係る一切の契約（当行との預金契約を含みます。）を直ちに解約することができるものとし、

2. 利用者が不当な取引を行ったことにより、当行または補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、利用者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

第6条（情報連携）

当行は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号または記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の利用者を特定するために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、加盟店銀行（BP 加盟店銀行を含みます。）、直接加盟店（BP 直接加盟店を含みます。）、加盟店（BP 加盟店を含みます。）、機構および補助金事務局ならびにそれらの委託先に共有することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第7条（本規定の改定）

1. 当行は、当行のウェブサイトへの掲載その他相当な方法で告知することにより、本規定を改定することができるものとします。

2. 改定後の本規定は、前項の告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。

以 上